



新年の御挨拶

皆様におかれましては輝かしい新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。旧年中は格別の御厚情を賜り、厚く御礼を申し上げます。

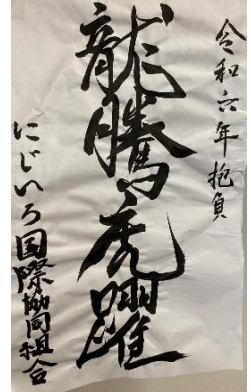
にじいろ国際協同組合事務局では、本年度「龍騰虎躍」という言葉を抱負に掲げました。

龍騰虎躍とは、「龍が飛び立ち、トラが躍り上がる」ということから沸き立つような活気に満ちたさまという意味があります。龍騰虎躍を胸に更なる飛躍の年になるようスタッフ一同邁進して参ります。

本年も何卒宜しくお願い申し上げます。

皆様のご健勝とご活躍を祈念し、新年の挨拶とさせていただきます。

にじいろ国際協同組合 代表理事 原口 和香奈



2024年4月～時間外労働の上限規制の適用開始

◆適用猶予業種→建設事業、自動車運転者、医師等◆

労働時間は原則1週40時間、1日8時間以内の必要があると労働基準法で定められています。

これを超えて働く時間（残業時間）の上限について、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律により改正された労働基準法により、以下の通り定められています。

○原則として月45時間、年360時間（限度時間）以内

○臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間以内（休日労働含む）、限度時間を超えて時間外労働を延長できるのは年6ヶ月が限度

建設事業、自動車運転者、医師等については時間外労働の上限について適用が5年間猶予されてきましたが、猶予期間が終了し、2024年4月以降「時間外労働の上限規制」が開始します。

工作物の建設事業	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における復旧及び復興の事業を除き、上限規制が全て適用 ・災害時における復旧及び復興の事業には、時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2～6カ月平均80時間以内とする規制は適用されない
自動車運転業務	<ul style="list-style-type: none"> ・特別条項付き36協定を締結する場合の年間時間外労働時間の上限が年960時間 ・時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満、2～6カ月平均80時間以内とする適用がされない ・時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6カ月までとする規制は適用無し
医業に従事する医師	<ul style="list-style-type: none"> ・特別条項付き36協定を締結する場合の年間時間外労働時間の上限が最大1860時間 ・時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満、2～6カ月平均80時間以内とする適用がされない ・時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6カ月までとする規制は適用無し ・医療法等に追加的健康確保措置に関する定めがあります。

■監理団体からのお知らせ

旧年12月の定期監査にご協力いただき、有難うございました。

本年も定期監査月は変わらず、3月、6月、9月、12月となります。ご協力の程、宜しくお願い致します。